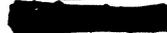


意見書

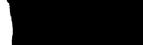
平成16年8月23日

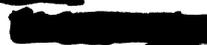
総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

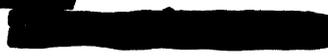
郵便番号 930-

とやまし 

住所 富山市 

氏名 

電話番号 

電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

## 別紙

防災行政無線の電波利用料は、現在、規定の二分の一となっていますが、同報無線などの防災行政無線は、新潟、福井豪雨災害で明らかなように、住民の避難にとって不可欠なツールであると考えます。

とくに、国民保護法においては、国民を早期に避難、誘導することが求められており、同報無線の整備が緊急の課題となっています。

そもそも、電波利用は国民の安全確保という国家としての最低ラインが確保された上で初めて、その各種利用が図られるべきものであると考えます。

このような観点から、防災行政無線は、電波利用料の適用除外とすべきと考えます。